



野崎地平 税理士事務所ニュース

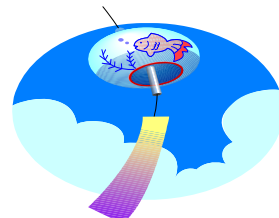
税理士・CFP®・宅建主任者 野崎 地平
〒851-2130
長崎県西彼杵郡長与町まなび野 2 丁目 30 番地 4
TEL 095-814-5611 FAX 095-814-5621
メールアドレス zei@nozaki-chiheii.jp
ホームページ http://www.nozaki-chiheii.jp

【事務所からのお知らせ】

ホームページをリニューアルしました！

皆様のお役にたてるよう、事務所ニュース、経営のヒント、事務所概要、研修会レジュメなどなど、情報盛りだくさんのホームページにしていきたいと思っております。更新もどんどんしていこうと思っています。

ダウンロード可能なページなどもたくさんあります！検索画面で「野崎地平」と入力していただければ表示されます。ぜひ、お暇なときにでも、ご覧ください。



I-Compassを導入しました

お客様のパソコンの画面と野崎税理士事務所のパソコンの画面を、インターネットを通じて、同じ状態にすることができる「I-Compass」というシステムを導入いたしました。とても便利で画期的ですよ。詳しくは、当事務所にお気軽にお尋ねください。

「I-Compass」とは・・・パソコンの遠隔操作が可能となるシステムです。

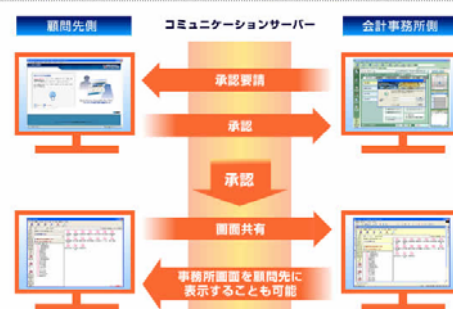
例えば、お客様が会計ソフトなどの使い方が分からない場合、I-Compass を使えば、次にお会いする機会まで待たなくても、当事務所のパソコンを使って、お客様のパソコンを操作して、素早く問題を解決することができます。

また、当事務所のパソコンの画面をお客さまのパソコン画面に表示することも可能ですので、経営データのご報告やいろんな打ち合わせをI-Compassを使って行うということも可能になります。

このシステムを使うためにはインターネットにつながっているパソコンさえあれば、費用はかかりませんし、特別なソフトの導入(インストール)も不要です。

セキュリティも万全ですので、ご安心ください。
(ウイルス対策ソフトに加え、ファイヤーウォールも導入しています。)

ICompass コミュニケーションの仕組みと特徴



【経営のヒント】

うまくいっている人の共通点

仕事柄、いろんな人にお会いする機会がたくさんあります。うまくいっている人もいれば、そうでない人もいます。そこで、うまくいっている人の共通点はなんだろうと私なりに考えてみました。大きく三つ挙げることができました。

1、将来にわたってお付き合いしたいと思わせる魅力がある。

一回会ったときにまた会いたい。親しくなりたい。その人と会っていると何だか楽しい、うれしい。そんな人があなたの周りにもいますよね。もしかしたらあなた自身かも。そう思わせる人はうまくいっている。

2、自信がある。

自分自身に自信がある。自分が扱っている商品に自信がある。家族に自信がある。自分の考えに自信がある。たとえ根拠がなくたって、そういう人はうまくいっている。

3、きれいである。

外見がきれい。身だしなみがきれい。振る舞いがきれい。おしゃれ。中身がきれい。心がきれい。そういうひとはうまくいっている。

1、2、3が全部そろっている人もいますが、どれか一個だけでもかなりうまくいくのではないのでしょうか。2つ3つあれば、かなりすごい。あなたはいかがですか？

さて、最後にそれぞれの最初の文字を並べてみてください。時代のキーワードが出てきます。

しょう、じ、き → 「正直」となります。

そう、正直者は馬鹿を見ないのです。正直者はうまくいく。最近のニュースなどを見ても、うそやごまかしは通用しなくなってきていると思います。正直に正々堂々いきたいものです。



ホームページではその他のヒントも載せていて、随時更新中です。よろしかったらご覧ください。印刷したものが欲しいという方は遠慮なくお申し付けください。定期的に郵送いたします。

【平成19年度税制改正について】

平成19年度の税制改正のうち、中小企業に関係する重要ポイントについて、まとめてみました。
減価償却制度、役員報酬などについて、重大な改正がありました。
要チェックです。



減価償却制度の改正(減税)《個人・法人》

- ① 減価償却費として、経費に出来る金額が5%増えます。
- ② 定率法という方法の場合、最初の数年はこれまでよりも経費になる金額が大きくなります。

同族会社の留保金課税制度の改正(減税)《法人》

資本金1億円以下の法人は、この特別な税金が課税されなくなります。

相続時精算課税制度の拡充(減税)《個人》

中小企業で事業承継を予定している場合、親から子への株の生前贈与が行いやすくなります。

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の改正(減税)《法人》

18年度税制改正では、実質的な一人会社で(社長の役員報酬+会社の利益)の過去3年間の平均が「800万円」を超えれば役員報酬の一部が経費にならないという制度が創設されました。
19年度税制改正では、その「800万円」が「1600万円」へ拡大されました。

住宅ローン減税の改正《個人》

19年または20年に住宅を購入した方については、「現行の10年の住宅ローン減税」と「新しく創設された15年の住宅ローン減税」のどちらか有利な方を選択できることになりました。

住宅バリアフリー改修促進税制の創設《個人》

- ① 一定の要件を満たす方が30万円を超えるバリアフリー改修工事を行って、その改修にかかる一定の借入金がある場合、その借入金の2%または1%を所得税額から控除するという制度が作られました。
- ② 一定のバリアフリー工事を行った場合、翌年度のみ、固定資産税の3分の1が減額されます。

上場株式等の配当・譲渡益にかかる課税の特例(減税の延長)《個人》

- ① 上場株式の配当にかかる源泉徴収税率を10%(本来20%)とする制度:21年3月まで延長。
- ② 上場株式の譲渡益にかかる税金を譲渡益の10%(本来20%)とする制度:20年まで延長。

寄付金控除(減税)《個人》

一定の寄付をした場合には、定められた上限の金額までは税金が少なくなるようになっています。
19年の改正によりその上限の金額が拡大されました。

印紙税の特例措置(減税の延長)《個人》

不動産の譲渡に関する契約書等にかかる印紙税について、記載金額が1000万円を超えるものについての軽減措置が21年3月31日まで延長されました。

電子申告に関する改正

- ① 個人が平成19年または20年の確定申告において電子申告をする場合、一定の要件を満たせば5,000円を上限として所得税が軽減されます。
- ② 税理士など一定の者が電子申告を行う場合、いままでは納税者ご本人の電子署名が必要でしたが、19年改正によりそれが不要となり、電子申告が行いやすくなりました。

税制はここ数年複雑になりつつあるように思います。
詳細につきましては、お気軽に野崎税理士事務所におたずねください。